

鳥獣捕獲に係る入林手続の改正のお知らせ

入林者の手続きの負担を軽減しつつ安全にも配慮したものに改正しました。

○ 申請様式を統一

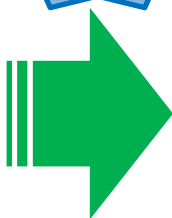
鳥獣捕獲に係る様式が全国統一となり、森林管理署の窓口のほか森林管理局のホームページでも入手できるようになります。

猟銃による捕獲の入林届

わな猟など一般の入林届

有害鳥獣捕獲など地方公共団体の事業に係る入林届

一本化！



様式の統一

○ 申請回数を削減 **NEW**

年度内であれば、一回の申請で複数回の入林が可能となります。

○ 申請方法を多様化

森林管理署への郵送や窓口への提出のほかファックス、メールでも申請できるようになります。



O.K.



O.K.



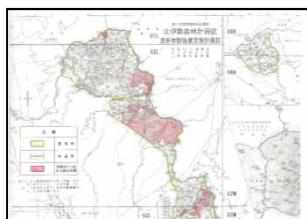
O.K.



O.K.

○ 立入禁止区域図の入手が簡単

立入禁止区域図を森林管理署の窓口のほか森林管理局・署のホームページでも入手できるようになります。（局のホームページからは各署のホームページへのリンクとなります。）



※立入禁止区域図は原則、年度当初と狩猟期前に更新します。

※入林する者の安全のため、入林の届けのあった場所、目的についてホームページでお知らせします。

